

アシスト取引規定

株式会社十八親和銀行

第1条（保証）

（１）申込人は、株式会社 FFG カード（以下「保証会社」という。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。

（２）申込人と保証会社との間の取り決めは、別途「アシスト保証委託約款」に定めるものとします。

第2条（取引期間等）

（１）この取引の有効期限（貸越利用期限）、（以下「取引期間」という。）は、契約日から１年間（１年後の応当月の月末日まで。）とします。ただし、取引期間到来日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、この期限は更に１年間延長するものとし、以後も同様とします。

（２）前項の規定にかかわらず、満 65 歳を超えての取引期間の延長は行われないものとします。ただし、株式会社十八親和銀行（以下、「銀行」という。）が延長を認めた場合は、この限りでないものとします。

（３）銀行が（１）の期間延長に関する審査等のための資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。

（４）取引期間満了日の前日までに銀行から期間を延長しない旨の通知がなされた場合は次によるものとします。

①期間満了日の翌日以降この取引による総合口座貸越は受けられません。

②貸越元利金がある場合は、本規定の定めに従い、貸越元利金全額を返済して下さい。

③期間満了日の翌日以降に、貸越元利金がない場合、また貸越元利金の返済が完了した場合は、この取引は銀行から通知することなく当然に解約されるものとします。

第3条（アシスト）

（１）アシストの貸越極度額は銀行が会員毎に定めるものとします。ただし、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合は、会員は銀行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払います。なお、会員が同日に数件の貸出を請求した場合、その総額が貸越極度額を超えるときは、そのいずれを貸出すかは銀行の任意とします。

（２）本サービスにおける自動化機器の取扱いは銀行の「キャッシュカード規定」に準じるものとします。

（３）自動化機器を使用して通帳により借入れる場合は、自動化機器に通帳を挿入し、暗

証と、金額ボタンにより操作するものとします。

(4) 本サービスは、指定口座の残高がない場合または総合口座取引規定に基づく当座貸越（以下「総合口座貸越」という）借入金の残高が極度額に達している場合に利用するものとします。

(5) 指定口座にかかる各種料金等の自動支払の請求があり前項に該当する場合は、本サービスにより借入れ、その借入金は自動支払の決済に充当されるものとします。なお、この場合は、通帳および普通預金払戻請求書の提出を省略するものとします。

(6) 本サービスによる借入金がある場合に総合口座貸越借入金の担保となる定期預金の預入れをしたときは、本サービスによる借入金は以降、総合口座貸越極度額または極度額増加の範囲内で、総合口座貸越借入金として取扱うものとします。

(7) 総合口座貸越借入金の担保となっている定期預金を解約したことにより、その借入金の残高が総合口座貸越借入金の極度額を超えた場合、越えた金額は以降、極度額の範囲内で本サービスによる借入金として取扱うものとします。その場合、極度額を超える金額は直ちに支払うものとします。

(8) 普通預金の支払いと当座貸越（本サービスによる借入および総合口座貸越、以下同じ）の利用とが同時に行われる場合には、銀行はその金額を合算して通帳の支払欄に記入するものとします。

(9) 本サービスを受けたことによる債務の支払いは次のとおりとします。

①本サービスによる借入金の残高がある場合には、指定口座に入金または振込まれた証券類は、借入金の担保として銀行に譲渡したものとし、資金化されしだい借入金の返済に充当します。

②本サービスによる借入金の残高がある場合には、指定口座に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く）は、借入金の残高に達するまで自動的にその返済にあてるものとします。なお、総合口座貸越借入金がある場合は、アシストによる借入金から先に返済するものとします。

③銀行は本条第1項の極度額を超えて貸越をした場合、指定口座に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く）を、各種料金等の支払いに優先して極度額を超える金額の返済に充当することができます。

(10) 本条第9項の場合、銀行は普通預金の支払および当座貸越の返済の通帳記入を省略し、入金欄に普通預金への入金額のみを記入するものとします。また、通帳の残高欄には、銀行は当座貸越残高または普通預金残高のいずれかを記入するものとします。

(11) 本サービスによる借入金の利息は、付利単位を100円とし、銀行所定の利率により毎日の借入金の最終残高について計算し、毎年2月と8月の銀行所定の日に指定口座から引落しまたは指定口座の貸越元金に組入れるものとします。なお、総合口座貸越の利息がある場合には、これを合算のうえ同様に取扱うものとします。また、本件についての損害金は年14.0%の割合（年365日の日割計算）によるものとします。ただし、銀

行所定の利率が年 14.0%を超える場合の損害金は、銀行所定の利率（年 365 日の日割計算）を適用するものとします。なお、利息、手数料、保証料には損害金を付しません。

第 4 条（期限前の全額返済義務）

（１）申込人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、申込人は銀行から通知催告がなくてもこの取引による債務全額について当然期限の利益を失い、本規定にて定める返済方法によらず、直ちにこの取引による債務全額を返済するものとします。

①申込人が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。

②保証委託先から保証の中止または解約の申出があったとき。

③破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき、または申込人が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき。

④申込人が前号の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。

⑤手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

⑥申込人の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。

⑦行方不明となり、銀行から申込人に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

（２）次の各場合には、申込人は、銀行からの請求によって、この取引による債務全額について期限の利益を失い、本規定にて定める返済方法によらず、直ちにこの取引による債務全額を返済するものとします。なお、この場合、申込人が住所変更の届出を怠る、あるいは申込人が銀行からの通知催告を受領しないなど申込人の責に帰すべき事由により、通知催告等が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に本規定による契約を解除できるものとします。

①銀行に対する債務の一つでも返済が遅延しているとき。

②銀行との取引約定の一つでも違反したとき。

③この取引に関し、虚偽の資料提供または報告をしたとき。

④前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 5 条（反社会的勢力の排除）

（１）申込人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 申込人は、自らまたは第三者を利用して、銀行に対し次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 申込人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込人と取引を継続する事が不適切である場合には、申込人は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

(4) 前項の規定の適用により、申込人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、申込人がその責任を負います。

(5) 申込人は、本契約締結日時点で会員と銀行との間に存在するいっさいの融資・ローン・クレジットカード取引についても、本条項が適用されることに同意いたします。

第6条 (解約・中止)

(1) 銀行は前2条に定める事由に該当するときは、いつでも貸越を中止しまたはこの取引を解約することができるものとします。

(2) 申込人はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、申込人は銀行所定の方法により銀行に通知するものとします。

(3) 本条によりこの取引が解約された場合、申込人は直ちに貸越元利金を返済するものとします。

(4) 返済用預金口座を解約する場合には、この取引は当然終了するものとします。申込人は直ちに貸越元利金全額を返済するものとします。

第7条（相殺または払戻充当）

（１）申込人が本規定に定める銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と申込人の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺できるものとします。この場合銀行は申込人にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。この場合、銀行は申込人に対して充当した結果を通知するものとします。

（２）前項により相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算期間は計算実行の日までとし利率・料率は銀行が一般的に認められている基準に基づいて定めるものとし、また外国為替相場については、銀行の計算実行日の相場を適用するものとします。

（３）申込人は、弁済期にある申込人の預金その他債権と本取引による申込人の債務とを相殺することができるものとします。その場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書・通帳等は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。

（４）第３項における債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を相殺通知の到達までとし、利率・料率等については申込人と銀行間の定めによるものとします。また、外国為替相場については、銀行の計算実行日の相場を適用するものとします。

第8条（債務の返済等にあてる順序）

（１）申込人または銀行は、前条第１項による相殺または払戻充当により、他方の債務全額を消滅させるに足りないときは、適当と認める順序方法により充当することができます。また、申込人からの弁済により、申込人の債務全額を消滅させるに足りないときは、申込人は同様に充当を指定することができます。この場合、申込人または銀行の一方が指定しなかったときは、他方は同様に充当を指定することができます。

（２）銀行が前項により充当指定した時は、申込人はその充当に対して異議を述べることはできないものとします。

（３）申込人が相殺したときの充当指定により銀行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保および保証の有無・軽重、処分の難易ならびに弁済期の長短、割引手形または割引電子記録債権の決済見込などを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、銀行は申込人に充当結果を通知するものとします。

（４）前３項によって銀行が充当する場合には、申込人の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行はその順序方法を指定することができます。

第9条（危険負担、免責条項等）

(1) 銀行に差入れた約定書等が、事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、申込人は銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、銀行から請求があれば直ちに代りの約定書等を差入れます。

(2) この取引において、諸届その他の書類に使用された印鑑（または暗証番号）を届出の印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。

(3) 銀行が申込人に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、申込人が負担するものとします。

第 10 条（届出事項の変更）

(1) 氏名、住所、印章、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに銀行所定の方法によって取扱店に届出てください。

(2) 申込人が前項の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受領しないなど申込人の責めに帰すべき事由により銀行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。

第 11 条（取引規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 12 条（準拠法）

申込人と銀行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第 13 条（合意管轄）

この取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、銀行の本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2026 年 1 月制定